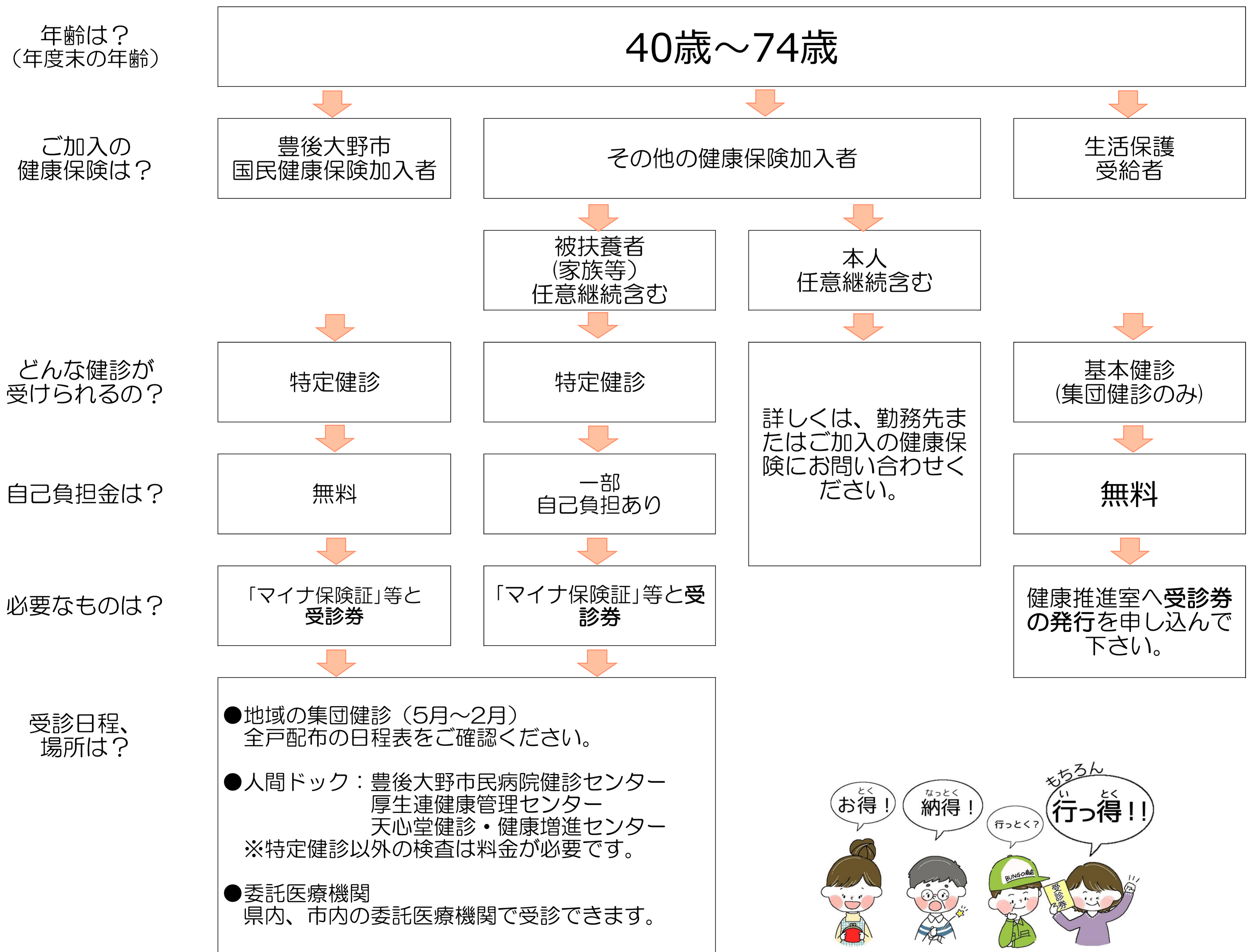


ぶんごおおの健康づくり10か条 『第10条 年1回は健康診断を受けよう』

● 特定健診・基本健診の受け方 ●



● がん検診等 ●

- ※ 豊後大野市民であれば、健康保険の種別にかかわらず、どなたでも受診できます。
- ※ 各検診項目の対象年齢に該当する方は「個人負担金」の金額で検診を受けることができます。
対象年齢外の方は「全額自己負担」の金額で受診できます。